

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年9月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100054 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100044 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 27 年 3 月 31 日は 5 万 3,000 円、平成 27 年 6 月 25 日は 49 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 3 月 31 日及び平成 27 年 6 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月 31 日及び平成 27 年 6 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 事業所における平成 27 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 8 月の標準報酬月額については 36 万円から 41 万円とする。

平成 27 年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 3 月 31 日
② 平成 27 年 6 月 25 日
③ 平成 27 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、請求期間③については標準報酬月額が変更されたが、同様に保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、A 事業所から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は同事業所から、請求期間①は 5 万 3,732 円、請求期間②は 49 万 2,600 円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は 5 万 3,000 円、請求期間②は 49 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険

料の徴収権が時効により消滅した後の平成 29 年 9 月 11 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③のうち、平成 27 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該事業所から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（41 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 29 年 11 月 14 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③のうち、平成 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、当該事業所から提出された請求者に係る賃金台帳により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100077号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100046号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を78万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から78万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から78万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100037号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100005号

第1 結論

平成5年11月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年11月から平成6年3月まで
請求期間の国民年金保険料については、平成6年4月から同年6月頃にA市役所の出納室で遡ってまとめて一括で納付したのに、年金記録では、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市役所において納付したとしているところ、A市から提出された請求者に係る年金システムの得喪履歴データによると、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録は確認できるものの、保険料の納付記録は記載されておらず、同市は、請求者に係る保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は未納となることが確認でき、保険料の納付記録が取り消された等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、当時の職場の上司に請求期間の国民年金保険料を支払うように言われたので、保険料を納付したとしているものの、同人への照会を希望しておらず、同人から当時の状況について確認することができない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100057号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100045号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年2月22日から同年3月22日まで
② 昭和52年3月22日から昭和55年3月24日まで
③ 昭和58年1月1日から昭和62年11月1日まで

請求期間①について、昭和52年3月1日からA事業所にD職として勤務したが、当時の厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和52年2月22日とする届出を行ったと聞いていた。

しかし、年金記録では、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和52年3月22日になっているので、同資格取得日を昭和52年2月22日に訂正してほしい。

請求期間②について、A事業所の給与は10万円程度であったが、年金記録の標準報酬月額は給与より低い額になっているので訂正してほしい。

請求期間③について、C事業所のE勤務地にF職として勤務し、給与は30万円から40万円程度であったが、年金記録の標準報酬月額は給与より低い額になっているので訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A事業所に勤務したのは昭和52年3月1日からであるが、当時の経理担当者が誤って昭和52年2月22日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け出たため、1か月分の社会保険料を余分に納付することになってしまったと聞いていたことから、厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和52年2月22日に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、B事業所から提出された賃金台帳によると、請求者の入社日は昭和52年3月22日であることが確認できる上、同事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、当初、事業主は、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和52年2月22日として届け出たが、その後、同資格取得日を昭和52年3月22日に訂正する旨の届出を行ったことが確認できる。

また、請求者のA事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じく昭和52年3月22日であることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、請求期間①に同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、その全員から回答を得たものの、いずれも請求者の入社日を記憶しておらず、請求者が請求期間①に勤務していたことを確認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、B事業所から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、当時のA事業所の事業主は、請求者について、年金記録において確認できる標準報酬月額どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できる。

また、B事業所から提出された昭和52年3月から昭和55年12月までの賃金台帳によると、請求者の給与から控除されていた厚生年金保険料は、年金記録において確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料であるか、又は当該保険料より低い額であったことが確認できる。

さらに、A事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、請求期間②に同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚5人に係る標準報酬月額は、概ね請求者と同水準で推移していることが確認できる上、当該5人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、その全員から回答を得たところ、自身の給与額と標準報酬月額が相違しているとする者はいなかった。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、C事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、採用当初の昭和58年1月は11万円、退職した昭和62年10月は15万円と記録されているところ、請求者は、採用当初の給与額は30万円程度、退職時は40万円程度であった旨主張している。

しかしながら、C事業所から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び同改定通知書によると、事業主は、請求者について、年金記録において確認できる標準報酬月額どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できる。

また、C事業所から提出された請求者の採用時の人事発令に係る資料及び昭和58年度から昭和62年度までの昇給調書によると、請求者は、昭和58年1月1日に、同事業所が運営するE勤務地の臨時F職として採用された際の給与は、日額3,900円であったことが確認できる。その後、請求者は、昭和58年4月1日に正職員に採用されたことにより、月額給与が8万8,700円となり、昭和62年10月の退職時には、月額給与が11万5,900円であったことが確認でき、同事業所は、当該月額給与のほかに、超過勤務手当等の各種手当を支給していたとしており、これらの状況は、前述の事業主が届け出た報酬月額と概ね符合している。

さらに、請求者が同期採用のF職であったと記憶している同僚3人は、前述の昇給調書により、請求者と同額の月額給与であったことが確認できるところ、当該3人に係る標準報酬月額は、概ね請求者と同水準で推移していることが確認できる。

加えて、上記同僚3人に照会し、2人から回答を得たところ、いずれも、自身の給与額と標準報酬月額は大体合っており、請求者の請求期間③当時の給与額が30万円から40万円程度という高額な給与であったとは考え難いと回答している。

その上、前述の昇給調書において、E勤務地の責任者、事務員又はF職として勤務していた

ことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 22 人（前述の同僚 3 人を除く。）に照会し、13 人から回答を得たところ、自身の給与額と標準報酬月額が相違しているとする者はいない上、当該 13 人のうち 10 人は、請求者の請求期間③当時の給与額が 30 万円から 40 万円程度という高額な給与であったとは考え難いと回答している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。